

公 示 日 : 2023 年 3 月 15 日 (水)

調達管理番号 : 22a00973

国 名 : アフリカ地域

担 当 部 署 : 経済開発部農業・農村開発第二グループ第五チーム

調 達 件 名 : アフリカ地域 IFNA 事務局栄養改善アドバイザー業務

適用される契約約款 :

- ・「事業実施・支援業務用」契約約款を適用します。これに伴い、契約で規定される業務（役務）が国外で提供される契約、すなわち国外取引として整理し、消費税不課税取引としますので、最終見積書において、消費税は加算せずに積算してください。（全費目不課税）

### 1. 担当業務、格付等

- (1) 担当業務 : IFNA 事務局栄養改善アドバイザー
- (2) 格 付 : 2 号
- (3) 業務の種類 : 専門家業務

### 2. 契約予定期間等

- (1) 全体期間 : 2023 年 4 月中旬から 2024 年 4 月中旬
- (2) 業務人月 : 現地 3.20、国内 4.25、合計 7.45
- (3) 業務日数 :

国内準備期間	国内作業期間	現地業務期間	国内整理期間
1 日間	82 日間	96 日間	2 日間

### 3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、方法

- (1) 簡易プロポーザル提出部数 : 1 部
- (2) 見 積 書 提 出 部 数 : 1 部
- (3) 提 出 期 限 : 2023 年 3 月 29 日 (水) (12 時まで)
- (4) 提 出 方 法 : 電子データのみ  
◇ 専用アドレス ([e-propo@jica.go.jp](mailto:e-propo@jica.go.jp))

◇ 提出方法等の詳細については JICA ホームページ内の以下をご覧ください。

「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン (2022 年 4 月)」の「別添資料 11 業務実施契約 (単独型) 公示にか

かる競争手続き」

<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>

電子メールでの提出時、機構より自動配信にて【受信完了のご連絡】メールが届きます。宛先のアドレス間違いもなく自動配信メールが届かない場合には、提出期限（時刻）までにその旨をお電話で03-5226-6608まで必ずご連絡くださいますようお願い致します。提出期限までにご連絡がなく、機構がプロポーザルを受信できていなかった場合は、該当のプロポーザルは評価対象と致しかねます。

なお、個人の資格で競争に参加する場合、簡易プロポーザル提出5営業日前までに所定の競争参加資格審査申請書の提出が必要です。

- ◇ 評価結果の通知：2023年4月7日（金）までに個別通知  
提出されたプロポーザルをJICAで評価・選考の上、契約交渉順位を決定します。

#### 4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

- (1) 業務の実施方針等：
- ① 業務実施の基本方針 26点
  - ② 業務実施上のバックアップ体制 4点
- (2) 業務従事者の経験能力等：
- ① 類似業務の経験 30点
  - ② 対象国・地域での業務経験 8点
  - ③ 語学力 16点
  - ④ その他学位、資格等 16点
- (計 100 点)

類似業務経験の分野	栄養に関する各種業務
対象国及び類似地域	アフリカ地域
語学の種類	英語

- \* 語学の証明書に関しまして、TOEICのIPテストによるスコアレポートも可とした暫定運用は2022年9月末にて終了していますので、ご注意ください。なお、CASECやJICA専門家検定による認定書は、従来より認定の対象外となっていますので、提出（添付）いただく必要はありません。

(詳細：[https://www.jica.go.jp/announce/information/20220118\\_02.html](https://www.jica.go.jp/announce/information/20220118_02.html))

## 5. 条件等

- (1) 参加資格のない社等：なし。
- (2) 必要予防接種：入国に際してイエローカード（黄熱病予防接種証明書）が要求されたり、黄熱に感染する危険のある国への派遣も想定されるため、接種をお願いします。

## 6. 業務の背景

食と栄養のアフリカイニシアティブ（IFNA）は2016-2025年の10年間のイニシアティブとして、2016年8月のTICAD VIにおいて立ち上げられ、アフリカ開発のための新パートナーシップ（AUDA-NEPAD）内にIFNA事務局が設置された。2019年8月に行われたTICAD VIIでは、アフリカの子ども2億人の栄養改善に向けて、全アフリカを対象にIFNAの成果を広く拡大していく「IFNA 横浜宣言2019」を採択し、2021年12月の栄養サミットサイドイベントにおいて、効果的なIFNA推進が議論された。それらをふまえ、IFNAを更に効果的なものとするためには、開発パートナーとの協働、資金動員を含む栄養に配慮した事業・案件の形成が求められており、2022年4月には、IFNA活用調査・栄養改善アドバイザー業務を開始し、JICAが推進するNutrient Focused Approach<sup>1</sup>（以下、「NFA」という。）のパイロット事業等をエチオピア及びガーナで実施された。また、3月のガボンにおける地域機関との協働によるリージョナルトレーニングの開催準備を進める等他ドナーとの成果共有と協調にかかる議論を進めている。本業務は2022年度のアドバイザー業務の後続案件として、これら成果の拡大に加え、イニシアティブの期限である2025年をゴールに見据えたIFNA関連事業の計画立案を支援する。

## 7. 業務の内容

本業務は、IFNA事務局チーフオフィシャルを補佐するため、IFNA活用に向け、各国での実践事例を収集し、IFNAの今後の広域展開に係る進め方を示す。また、アフリカ諸国を対象にIFNAの技術的な実践を行う「リージョナルトレーニング」の技術面での調整及びファシリテーションを行う。また、様々なパートナーとの連携促進、資金動員による事業の実施に向けた業務に取り組む。加えて、開発パートナーの会合において知見の共有を行う。

具体的担当事項は次のとおりとする。

- (1) 国内準備期間（2023年4月中旬～下旬）

---

<sup>1</sup>対象地域における栄養課題とその解決に必要な栄養素を特定し、同栄養素を含む食品の摂取や生産を推奨する栄養改善アプローチ。

- ① 既存の JICA 報告書等の文献調査、JICA 経済開発部及び IFNA 事務局との打ち合わせ等により、IFNA の現状と課題、本業務の内容と進め方を整理する。特に、IFNA イニシアティブの期限である 2025 年をゴールに見据えた IFNA 関連事業の計画立案に向けた支援計画を提案する。
- ② 本業務にかかるワークプラン案を作成し、JICA 経済開発部の確認を経て必要に応じ追記・修正の上、最終化する。
- ③ IFNA 現地調査対象国（後述の通り）における活動状況につき情報収集を行い、対応方針を検討する。

(2) 現地業務期間（2023 年 4 月下旬～2024 年 4 月上旬）

本業務において予定される現地業務対象国（10 か国）及び実施時期は以下の通りである。但し、受入国の事情により変更となる可能性があり、最終的な現地業務対象国及び実施時期は、JICA 経済開発部が本業務従事者と相談の上、決定する。

渡航	業務対象国 (予定)	想定時期	日 数	内容（詳細は後述参照）
1	モザンビーク、ボツワナ、南アフリカ	2023 年 4 月下旬～5 月下旬	16	IFNAパイロット事業フォローアップ（モザンビーク、ボツワナ）、IFNA事務局支援方針協議（南アフリカ）
2	ナイジェリア、ガーナ	2023 年 6 月中旬～7 月下旬	16	IFNAリージョナルトレーニング（ECOWAS <sup>2</sup> 対象）実施にむけた調整（ナイジェリア）及びIFNAパイロット事業フォローアップ（ガーナ）
3	ケニア、エチオピア	2023 年 8 月中旬～9 月下旬	16	IFNAリージョナルトレーニング（IGAD <sup>3</sup> 又はEAC <sup>4</sup> 対象）実施に向けた調整、IFNAパイロット事業フォローアップ（ケニア、エチオピア）

<sup>2</sup> 西アフリカ諸国経済共同体

<sup>3</sup> 政府間開発機構

<sup>4</sup> 東アフリカ共同体

4	モーリタニア、セネガル	2023年10月中旬～11月下旬	16	IFNAパイロット事業フォローアップ（セネガル）及びIFNAを通じた支援方針協議（モーリタニア）
5	ナイジェリア、チャド	2024年1月中旬～2月中旬	16	IFNAリージョナルトレーニング実施（ECOWAS対象@ナイジェリア）及びIFNAリージョナルトレーニングフォローアップ（チャド）
6	ケニア、エチオピア	2024年2月下旬～3月中旬	16	IFNAリージョナルトレーニング実施（IGAD 又はEAC対象@ケニア） 及びIFNAパイロット事業フォローアップ（エチオピア）

現地業務において想定される内容は下記のとおり。

#### 【IFNA リージョナルトレーニング】

IFNA 事務局及び JICA は地域機関（Regional Economic Communities; RECs）と協働してアフリカ諸国の栄養に関する行政官を対象に IFNA の理解を含め、IFNA が推奨する栄養素やマルチセクターに着目した技術的な実践研修である「リージョナルトレーニング」を5日間行う。これに関し、下記の事項を担当する。なお、参加する20名程度の行政官の選出、実施国への渡航手続等は IFNA 事務局あるいは JICA 在外事務所等が担当する。

- ① JICA 在外事務所やカウンターパート、RECs、開発パートナーとの打ち合わせに参加し、IFNA 事務局と共にリージョナルトレーニングの開催にあたっての準備を行う。
- ② リージョナルトレーニングのファシリテーションを行う。演習ファシリテーターの役割は以下を想定。
  - 「IFNA 実施ハンドブック」をもとに作成する演習教材を用いた参加者向け演習の進め方の説明
  - 参加者向け演習へのファシリテーション（議事進行、演習結果・参加者意見の取り纏め等）
  - 研修後の JICA 事務所やカウンターパート、RECs、開発パートナーとの打ち合わせに参加し、研修の振り返り及びフォローアップ事項を確認する。

#### 【IFNA リージョナルトレーニングのフォローアップ】

- ① リージョナルトレーニング参加者と共に、参加者が作成したアクションプランをレビューする。
- ② 開発パートナーや NGO と研修参加者の協議に参加し、連携可能性について協議する。

#### 【IFNA パイロット事業フォローアップ】

- ① 対象国への現地視察・関係者ヒアリングを通じて、各国での IFNA の実践状況を把握するとともに、成果・留意点・教訓等を整理する。
- ② IFNA 事務局や課題別研修「マルチセクターで取り組む食を通じた栄養改善」の帰国研修員等が実施している、あるいは実施予定のパイロット事業、開発パートナーが実施している事業に対して、上記①の整理に基づき技術的助言を行う。現在実施されているパイロット事業の進捗状況は以下のとおり。

##### (ア) エチオピア

NFA では、対象年齢・性別ごとの所要栄養素の分析から、対象地域で入手可能な食品の栄養価計算を行う必要があることから、JICA は、必要な食品の種類と量を簡易に特定するスマートフォン及びタブレット向けアプリケーション（簡易版）を開発した。エチオピアでは、UNICEF と協働でアプリの実証事業を行っており、NFA アプリ活用に関するマスタートレーナー研修（MToT）及びトレーナー研修（ToT）を 6 地域<sup>5</sup>で実施し、世帯・コミュニティレベルで試行した。エチオピア農業省からは、同アプリの本格導入が求められており、今後、UNICEF と技術的検証を行った上でエチオピア国内での正式承認に向けて側面支援を行い、農業省関係者への研修を行う必要がある。

##### (イ) ケニア

Kitui South Sub County における再生産年齢の女性と 2 歳以下の子供の食生活の多様性の改善を目的としたパイロット事業を IFNA 事務局が検討中。JICA 既往プロジェクトとの連携方法について追加検討の上、パイロット事業提案書が提出される予定。

##### (ウ) モザンビーク

南部諸州（特に Maputo 州）において、水産コンポーネントを含むプロジェクトを IFNA 事務局が検討中。今後、事業策定のための現地出張が IFNA 事務局によって行われる予定。

##### (エ) ガーナ

---

<sup>5</sup> 1) Somali, 2) Oromia, 3) Southern Nations, Nationalities, and Peoples' Region (SNNPR), 4) Sidama, 5) Benishangul-Gumuz, 6) Gambella

調理技術や多様な食品利用にかかる啓発及び、緑葉野菜・豆類・卵の通年生産にかかるパイロット事業提案書が IFNA 事務局から提出されている。現在、パイロット事業監理を行う現地コンサルタントの調達について調整中。

(オ) ボツワナ

ボツワナ政府より、現行の学校給食ガイドラインを更新するためのワークショップ開催に係る事業提案書が提出され、2022 年 11 月にはその準備ワークショップがボツワナ政府主催で開催された。今後、同準備ワークショップに基づき事業提案書が更新され、IFNA 事務局主催のワークショップ開催に向け、調整が行われる予定。

- ③ AUDA-NEPAD への NFA アプリ移管及び保守管理可能性に係る情報収集・調整支援を行う。
- ④ IFNA 運営委員会メンバー機関等開発パートナーに対し、上記①の整理に基づき、対象国の現場での新規事業形成や開発パートナー同士、または開発パートナーと民間企業や NGO との連携を提案し、IFNA 関連事業の量・質の拡大を図る。

IFNA 事業の運営について IFNA 事務局及び AUDA-NEPAD に助言を行う。

(3) 国内作業期間（2023 年 4 月下旬～2024 年 4 月上旬）

本業務における国内作業は現地業務の時期に連動することから、上述のとおり、時期は変更となる可能性があり、最終的な実施時期は、JICA 経済開発部が本業務従事者と相談の上、決定する。

国内作業	想定時期	日数	内容（詳細は後述参照）
1	2023 年 4 月下旬～5 月上旬	14	IFNA パイロット事業フォローアップ準備（モザンビーク、ボツワナ）、IFNA 事務局方針検討・調整
2	2023 年 5 月下旬～6 月中旬	10	IFNA リージョナルトレーニング（ECOWAS 対象）調整準備、IFNA パイロット事業フォローアップ準備（ガーナ）
3	2023 年 7 月下旬～8 月中旬	15	IFNA リージョナルトレーニング（IGAD 又は EAC 対象）調整準備、IFNA パイロット事業フォローアップ準備（ケニア、エチオピア）

4	2023年9月下旬～10月中旬	10	IFNAパイロット事業フォローアップ準備（セネガル）、IFNAを通じた支援方針協議準備（モーリタニア）
5	2023年11月下旬～2024年1月中旬	13	IFNA リージョナルトレーニング（ECOWAS 対象）実施準備、フォローアップ準備（チャド）
6	2024年2月中旬～2月下旬	15	IFNA リージョナルトレーニング（IGAD 又は EAC 対象）実施準備、IFNA パイロット事業フォローアップ準備（エチオピア）
7	2024年3月中旬～4月上旬	5	IFNA 事務局/JICA への提言

国内業務において想定される内容は下記のとおり。

**【IFNA リージョナルトレーニング調整・実施準備】**

- ① IFNA リージョナルトレーニングの構成（プログラム）を JICA、IFNA 事務局、RECs と共に検討する。
- ② 「IFNA 実施ハンドブック」を参照し、特に IFNA 全体方針に係る箇所について IFNA リージョナルトレーニング用の資料を更新する。
- ③ IFNA リージョナルトレーニングの参加者に対して事前準備の説明を行う（オンライン）。
- ④ 開発パートナーに対し、IFNA リージョナルトレーニングの説明を行い、参加を勧奨する。

**【IFNA リージョナルトレーニングフォローアップ準備】**

- ① 関係者と意見交換を踏まえ、IFNA リージョナルトレーニングの成果や教訓を整理し、次回以降に実施する際の留意点及び改善提案（演習資料の改訂を含む）を取り纏める。
- ② IFNA リージョナルトレーニングで作成したコンセプトノートの実践状況を参加者に確認する。

**【IFNA パイロット事業フォローアップ準備】**

- ① 調査結果をもとに、各国での IFNA の実践状況を把握するとともに、パイロット事業の成果・留意点・教訓、開発パートナーとの現場での協働可能性、リソースマッチング（資金動員）を整理する。

- ② ①の内容を JICA 経済開発部及び IFNA 事務局に報告する。

#### 【IFNA 事務局/JICA への提言】

- ① IFNA 運営委員会メンバー機関に対し、IFNA/JICA 事業の資金動員に向けた課題についてオンラインでインタビューを行い、結果をとりまとめる。
- ② 国際機関、援助機関、研究機関、民間企業等へ IFNA/JICA 事業との連携の可能性につきインタビューを行い、結果をとりまとめる。また、これら機関と関係を構築するとともに、開発パートナーの会合等において栄養改善に関する知見の共有を行う。
- ③ 上記①②の結果に基づき、IFNA との連携可能性のある機関をリストアップし、IFNA 全体としての資金動員の具体的な道筋及び IFNA イニシアティブの期限である 2025 年をゴールに見据えた IFNA の中期計画を JICA と IFNA 事務局に提案する。なお、同提案には、2025 年度以降の AUDA-NEPAD への NFA アプリの移管及び保守管理可能性についての考察も含める。

(4) 国内整理期間 (2024 年 4 月上旬～2024 年 4 月中旬)

- ① (2) 及び (3) で収集した情報を基に IFNA 活用に向けた業務完了報告書 (和文、英文) を作成し、監督職員に報告する。

## 8. 報告書等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。いずれも電子データをもって提出する。なお、報告書を作成する際には、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」を参照願います。

- (1) 業務ワークプラン (和文、英文) (契約締結後 5 営業日以内に提出)  
現地派遣期間中に実施する業務内容を関係者と共有するために作成。  
業務の具体的内容 (案)などを記載。
- (2) 業務完了報告書 (和文、英文) (2024 年 4 月 15 日までに提出)  
IFNA 対象国各国での進捗状況、その成果と課題の確認及び各国ごとの特徴に応じた実践事例、資金動員に向けた課題、IFNA や JICA の栄養改善の今後の広域展開に係る提言を示す。

## 9. 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、以下 URL の「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン (2022 年 4 月-12 月追記版)」（以下同じ）の「Ⅹ. 業務実施契約 (単独型) 」及び「別添資料 2 報酬単価表」を参照願います。

<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>

留意点は以下のとおりです。

(1) 航空賃及び日当・宿泊料等

航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含みます（見積書に計上して下さい）。

航空経路は、以下の経路を標準とします。

渡航	調査対象国 (予定)	標準経路
1	モザンビーク、 ボツワナ、 南アフリカ	東京⇒ソウル⇒アディスアベバ⇒マプト⇒アディスアベバ⇒ハボローネ⇒アディスアベバ⇒ヨハネスブルグ⇒アディスアベバ⇒ソウル⇒東京
2	ナイジェリア、 ガーナ	東京⇒バンコク⇒アディスアベバ⇒アブジャ⇒ロメ⇒アクラ⇒ドバイ⇒東京
3, 6	ケニア、 エチオピア	東京⇒ドバイ⇒ナイロビ⇒アディスアベバ⇒ソウル⇒東京
4	モーリタニア、 セネガル	東京⇒パリ⇒ヌアクショット⇒カサブランカ⇒ダカール⇒パリ⇒東京
5	ナイジェリア、 チャド	東京⇒ソウル⇒アディスアベバ⇒ンジャメナ⇒パリ⇒東京

(2) 一般業務費

ワークショップ開催費用等、現地で発生する費用については、JICA 在外事務所が執行するため、見積もりに計上しないでください。

(3) 臨時会計役の委嘱

以下に記載の経費については、JICA 在外事務所より業務従事者に対し、臨時会計役を委嘱する予定です。（当該経費は契約には含みませんので、見積書への記載は不要です）。

・車両関係費（JICA 事務所がない国等への現地業務を行う場合のみ）

\* 臨時会計役とは、会計役としての職務（例：経費の受取り、支出、精算）を必要な期間（例：現地出張期間）に限り JICA から委嘱される方のことをいいます。臨時会計役に委嘱された方は、「善良な管理者の注意義務」をもって、経費を取り扱うことが求められます。

- (4) 新型コロナウイルス感染対策に関連する経費  
PCR 検査代及び隔離期間中の待機費用等も必要に応じて適宜、見積書に計上ください。なお、現時点で各渡航予定の入国時の隔離期間は不要です。

## 10. 特記事項

### (1) 業務日程／執務環境

#### ① 現地業務日程

現在想定されている各次現地派遣期間及び派遣日数の割り振りは現時点での計画であり、今後対象国側の受入状況に応じ本業務従事者及び JICA 間の協議により詳細派遣計画を決定していきます。

#### ② 現地での業務体制

本業務に係る現地業務従事者は本コンサルタントのみです。

#### ③ 便宜供与内容

JICA 在外事務所による便宜供与事項は以下のとおりです。

ア) 空港送迎：あり

イ) 宿舎手配：なし

ウ) 車両借上げ：全行程に対する移動車両の提供（ただし JICA 在外事務所がない国における車両借上げについては、管轄する在外事務所にて予約の上、上記臨時会計役の委嘱により、業務従事者が支払を行うことを想定しています。）

エ) 通訳備上：なし。ただし英語での現地調査業務が困難と判断される場合には、必要に応じ通訳を手配します。

オ) 現地日程のアレンジ：なし

カ) 執務スペースの提供：なし

### (2) 参考資料

- ① 本業務に関する以下の資料を JICA 経済開発部農業・農村開発第二グループから配付しますので、edga2@jica.go.jp 宛にご連絡ください。

- ・「アフリカ地域 2022 年度 IFNA 活用調査・栄養改善アドバイザー業務 第 1～3 次中間報告書」
- ・各国 ICSA (IFNA Country Strategy for Actions)
- ・IFNA 実施ハンドブック
- ・IFNA パイロット事業提案書 (ガーナ)

- ② 本業務に関する以下の資料が、JICA 図書館のウェブサイトで公開されています。

- ・「アフリカ地域 IFNAにおける ICOSA 展開促進及び研修事業促進情報収集・確認調査ファイナルレポート」

<https://libopac.jica.go.jp/images/report/P1000047081.html>

- ③ 本契約に関する以下の資料を JICA 調達・派遣業務部契約第一課にて配付します。配付を希望される方は、専用アドレス ([e-propo@jica.go.jp](mailto:e-propo@jica.go.jp)) 宛に、以下のとおりメールをお送りください。

ア) 提供資料：「独立行政法人国際協力機構 サイバーセキュリティ対策に関する規程（2022 年 4 月 1 日版）」及び「サイバーセキュリティ対策実施細則（2022 年 4 月 1 日版）」

イ) 提供依頼メール

- ・ タイトル：「配付依頼：サイバーセキュリティ関連資料」

- ・ 本 文：以下の同意文を含めてください。

「標記資料を受領した場合、プロポーザル作成に必要な範囲を超えての使用、複製及び第三者への提供は行わず、プロポーザル提出辞退後もしくは失注後に速やかに廃棄することに同意します。」

### (3) その他

- ① 業務実施契約（単独型）については、単独（1名）の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます。
- ② 現地業務期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICA 在外事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地業務の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地業務中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。なお、現地業務に先立ち外務省「たびレジ」に渡航予定の業務従事者を登録してください。
- ③ 本業務の実施にあたっては、「JICA 不正腐敗防止ガイダンス（2014 年 10 月）」(<http://www2.jica.go.jp/ja/odainfo/pdf/guidance.pdf>) の趣旨を念頭に業務を行うこととします。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口または JICA 担当者に速やかに相談してください。
- ④ 本業務については新型コロナウイルスの流行の状況や先方政府側の対応次第で、渡航時期及び業務内容が変更となる場合も考えられるため、具

体的な渡航開始時期等に関しては JICA と協議の上決定することと致します。

以上